

江府町訓令第 11号

江府町物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 7月 1日

江府町長 白石祐治

○江府町物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

江府町物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業実施要綱（令和 5 年江府町訓令第 1 6 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
（支給対象者） 第 3 条 本助成金の支給対象者は、次の一、二に該当する者とする。 一 児童扶養手当受給者（<u>令和 8 年 7 月 1 日時点対象者</u>） 二 在宅の生活保護受給者（<u>令和 8 年 7 月 1 日時点対象者</u>） （支給額） 第 4 条 前条の規定により支給対象者に対して支給する金額は、<u>1 世帯あたり 7 千円とする。</u>	（支給対象者） 第 3 条 本助成金の支給対象者は、次の一、二に該当する者とする。 一 児童扶養手当受給者（<u>令和 8 年 1 月 1 日時点対象者</u>） 二 在宅の生活保護受給者（<u>令和 8 年 1 月 1 日時点対象者</u>） （支給額） 第 4 条 前条の規定により支給対象者に対して支給する金額は、<u>1 世帯あたり 12 千円とする。</u>

附 則
（施行期日）
この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。